

⑤ 家庭のごみはルールを守って集積所に出しましょう

家庭から出るごみを、収集日より前の日や、集積所でない場所にごみを出す方が見受けられます。ルールを守らないごみ出しは、汚れや悪臭等の原因となり、周りの住民の方々に迷惑をかけることとなります。ごみは、収集日当日（朝8時まで）に地域の集積所に出すよう、皆様のご協力をお願いします。

また、地域の集積所に出せるごみを、直接処理場に持ち込まれる方も多く見受けられます。

ごみ処理場の個人ごみ受け付けは本来、引越など一時的に大量のごみが出た場合や、集積所に出せない粗大ごみを持ち込んでいただくことを目的としています。集積所に出せるごみは、地域の集積所を利用し、ごみの減量化、再資源化にご協力ください。

なお、事業活動に伴って発生したごみは、ごみ集積所に出すことはできません。事業者（法人・個人）の責任で分別し、適正な処理をお願いします。

問 環境保全課（内線 127）

⑥ 梨苗の購入費を助成します

梨の安定的な生産のため、計画的な苗木の新植や品種更新を推進し、品質向上による生産振興を図ることを目的に、苗木の購入費を助成します。なお、この苗木助成は市内果樹の安定生産を目的とするものですので、将来にわたって生産できる圃場に植栽してください。

要件 10本以上の植栽を行うこと

補助率 梨の苗木1本あたり 300円以内（ただし、予算の範囲内とする）

対象 市内に住所を有する生産者または所在する生産者組織（3戸以上の生産者で組織する任意組織を含む）で、将来にわたって梨の生産意欲がある方

申込方法 窓口で直接お申し込みください。


持ち物 補助金等交付申請書（窓口または市ホームページよりダウンロード）、見積書（品種ごとの単価がわかるもの）、印鑑（ゴム印不可）

※申請前に購入した場合は補助の対象となりませんので注意してください。

申・問 農政課（内線 526）

⑦ 大学教授による無料法律相談会を開催します

日時 7月11日（木）、22日（月）、8月7日（水）、19日（月）
午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

場所 笠間市消費生活センター 地域交流センターともべ  内（笠間市友部駅前1-10）

内容 ・相談は1件あたり1時間程度です。
・お受けできるのは相談のみです。
・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

対象 市内在住の方

講師 大学教授 ^{やまぐち やすお} 山口 康夫さん

定員 各日4名（要予約、先着順）

申込方法 電話でお申込みください。

申・問 笠間市消費生活センター TEL 0296-73-6877

急な病気で心配なとき、医療機関をお探しのときはご利用ください。

（24時間365日対応）

子ども救急電話相談 #8000 または TEL 03-5367-2367

おとな救急電話相談 #7119 または TEL 03-5367-2365